

評議員・役員報酬等支給基準 規程

(目的)

第1条 社会福祉法人西脇春日（以下「法人」という。）評議員・役員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第2章第9条、第4章第23条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会
- (3) 監事については理事会または監事会
- (4) 役員等が、その任務を実行するに当って理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等が第3条に定める会議に出席した場合、常勤・非常勤に関わらず、一律 2,000 円を支給する。また、支給方法については現金支給とする。

	支給条件	支給額
評議員	評議員会に出席したとき	1回につき 2000 円
理事及び監事	理事会または監事会に出席したとき	1回につき 2000 円

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を得るものとする。

附則

この規定は、平成 30 年 9 月 20 日から施行する。